

認定臨床教育者講習会の講師・演習担当者に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は認定臨床教育者講習会（以下「本講習会」）の講師基準に関して必要な事項を定めるものとする。

(講師・演習担当者基準)

第2条

- (1) 日本理学療法士協会が主催する臨床実習指導者講習会を修了し、次の①、②のいずれかに該当する者
- ① 教育に関する認定・専門理学療法士取得者
 - ② 当コースのMasterコースを修了した者

(2) 担当コマ数の基準

講師の担当コマ数（講義・演習）において次のように定める。

- ① 一人の講師が同一日に担当できる講義の担当コマ数は1コマとする（演習はその限りではない）。
- ② 講義を担当したものが演習を担当しても良い。
- ③ 演習を担当する者は、同一日で行われる演習において、同一グループを担当する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、生涯学習センター理事会の決議により行うものとする。

(附則) 本規程は令和5年4月1日から施行する。